

# 税効果会計基準等の一部改正に伴う改正財規等、公表

去る3月23日、内閣府令7号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(以下、「本内閣府令」という)が公表された。

本内閣府令は、本年2月16日にASBJから企業会計基準28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正等が公表されたことを受けたものである。

主な改正事項は次のとおり。**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産の算定にあたり繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)がある場合に注記する事項として、財務諸表等規則8条の2第2項(連結財務諸表規則では、15条の5第2項)に次の各号が追加された。

- 一 当該評価性引当額
- 二 当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

また、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に繰越欠損金(法人税等)に係る法令の規定において繰越しが認められる期限まで繰り越すことができる欠損金額(法人

# 検針日基準の代替的な取扱い、設けず—ASBJ、収益認識専門委

去る3月19日、企業会計基準委員会は第93回収益認識専門委員会を開催した。

前回に引き続きコメント対応案ならびに文案の検討を行い、これまで議論されていた代替的な取扱いについて、事務局から修正文案が示された。

**電気・ガス事業の検針日基準**  
(1) 代替的な取扱いを設けない案

第380回企業会計基準委員会(2018年4月1日号(No.1508)情報フラッシュ参照)で電気事業・ガス事業の検針日基準における代替的な取扱いについて、設ける案と設けない案の2案が示されていた。親委員会での審議を受けて、見積りの困難性に係る評価が十分に定まらず、代替的な取扱いを設けることについてのコンセンサスが得られていないとして、今回、事務局は代替的な取扱いを設けない案を示した。

(2) 今後別途の対応を図ることの要否の判断を明記

ただし、今後財務諸表作成者により財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準

の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨がASBJJに提起された場合は、ASBJJで判断することが考えられるとして、その旨を会計基準案に盛り込んだ。

**専門委員の意見**  
(3) 専門委員からは、代替的な取扱いを設けないことについては、特段の異論はなかったものの、「別途の対応を図る」可能性を示したことについて、「基準の不安定性をもたらすのではないか」、「対応を図るハードルの高さを説明すべき」などの懸念が多く示された。事務局からは、「この表記で基準が固まっている」と取られるのは本意ではない、「ハードルが高いことを表現振等」等で示せるようにできることは考えたい」と回答があった。

**ライセンスの付与**  
代替的な取扱いを設けない方向で、適用指針の結論の背景にその旨を記載することとした。

収益認識会計基準および同適用指針は、3月26日の親委員会にて公表議決する予定。

ことになった(財規17①十二、49①八(連結財規23①八、37①五)の削除、財規31五の追加(連結財規22の改正)、財規51(連結財規36)の改正)。また、財務諸表等規則32条1項13号(連結財務諸表規則では、30条1項3号)に掲げる繰延税金資産と同52条1項5号(連結財務諸表規則では、38条1項4号)に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産または繰延税金負債として投資その他の資産または固定負債に表示しなければならぬこととされた(改正後の財規54(改正後の連結財規45))。

**適用時期等**  
本内閣府令による改正後の財務諸表等規則は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用され、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成30年3月31日以後最初に終了する事業年度に係る財務諸表については、改正後の財務諸表等規則を適用することができる。

なお、中間財務諸表等規則や四半期財務諸表等規則等についても所要の見直しが行われている。また、金融庁からは財規ガイドライン等の改正も公表されている。

繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項  
イ 繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額  
ロ 繰越欠損金に係る評価性引当額  
ハ 繰越欠損金に係る繰延税金資産の額  
ニ 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

**繰延税金資産および繰延税金負債の表示**  
繰延税金資産および繰延税金負債が非流動区分に表示される

また、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳に繰越欠損金(法人税等)に係る法令の規定において繰越しが認められる期限まで繰り越すことができる欠損金額(法人

繰延税金資産および繰延税金負債が非流動区分に表示される

繰延税金資産および繰延税金負債が非流動区分に表示される

## 開示原則プロジェクトの進め方について、支持する方向

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る3月20日、企業会計基準委員会は第66回ASAF対応専門委員会を開催した。

4月開催予定のASAF会議において議論される次の①～③の事項について、ASBJ事務局の気付事項等が説明された。

- ① 開示に関する取組み
- ② 企業結合で取得した識別可能な無形資産の認識
- ③ ヘッドルーム・アプローチ

### 開示に関する取組み

4月開催予定のASAF会議において、開示原則プロジェクトの今後の進め方についてASAFメンバーの助言を求めることが予定されている。

IASBは、開示原則DIPにおいて挙げられているすべてのトピックを5つのカテゴリーに区分することで優先順位を評価し、当該評価に基づき、プロジェクトの成果物と時間軸を含めて今後の進め方の提案をしている。また、開示に関する要求事項の開発および文案を作成するための一助となることを目的

に、ガイダンスを利用することも提案している。

ASBJ事務局は、コミュニケーション改善のためには、IASBと企業の果たすべき役割は別であり、基準開発の際に利用できるガイダンスを作成し、それに基づき基準レベルで開示に関する要求事項のレビューを行うという方向性は支持できるとの発言案を示した。

### 企業結合で取得した識別可能な無形資産の認識

IASBは、企業結合で取得した識別可能な無形資産の認識について、次の4つのアプローチ案を示している。

アプローチA…IFRS3号「企業結合」の要求事項を維持する  
 アプローチB…IFRS13号「公允价值測定」と同様の開示要求を、企業結合で取得した無形資産に適用する  
 アプローチC…耐用年数が確定できない無形資産をのれんに含めることを認める

アプローチD…無形資産を、減耗資産と、有機的に置き換えられる資産とに分離し、減耗資産の

「付度」という言葉がメディアを賑わせている。「付度」とは人の気持ちを推しはかる、という意味だ。良好な人間関係を築いたり、仕事を円滑に進めたりするのに付度はとても大切だ。付度するには、相手の表情を読み、状況を踏まえつつ、相手は何をしたいのか、自分は何を期待されているのかを理解する、いわば「感じる力」が必要だ。

しかし、何でも付度し、それを行動に移せばよいというものではない。付度には、負の側面もあるからだ。あるとき、監査先企業の監査役室を非公公式に訪問し、「日頃、監査役として一番気をつけていることは何ですか」と尋ねたことがある。すると「社長はもちろん事業部長など、権力のある人の言葉(トップの一言)には気をつけている。内部統制マニュアル、リスクコントロールマトリックスなどの文書が完璧で、承認手続を含む業務フローもしっかり運用されていて、トップの一言で、それは一発で消し去ることになるからだ。会社の存続を揺るがす大きな問題は、たいてい、トップの一言から発生するものだ」とのこと。

「事業部の業績が苦しい。事業部の存続をかけて、何としても(なりふりかまわず)目標を

達成するぞ」と事業部長がコメントしたとする。会議の参加者は、目標達成へのプレッシャーを感じるなか、「何としても」という言葉が強く印象に残り、結果として、押込販売、買戻を約束した販売、経費を不適切に使用した無理な販売をしてしまうことがある。これはトップの指示なのか、部下がトップの気持ちを推しはかったのか(付度)は難しいところでは、確かに「何としても」は、



きによる付度が、状況をさらに悪い方向に向かわせることがある。これらは「統制環境」の問題だ。内部統制の6つの基本的要素のうち、その要はやはり統制環境なのだと思う。

統制環境が良好かどうかは議事録をみただけではわからない。だから先程の監査役は「なるべく重要な会議には出席し、どのような雰囲気なのかで、トップはどのような発言をしているのかを聴いている」とのこと。確かに組織的で大規模な不正は、独特の雰囲気の中で生まれるのであろう。

経営理念の重要性が強調されている。経営理念には、経営をするうえでどの価値観、判断基準、道徳観、倫理観が含まれる。経営トップの人格、言葉、行動がそれと一致することは統制環境、そして従業員の行動に重要な影響を与える。ちなみに、前述の企業のCFOからは「我々は経営理念を常に意識し、規律をしっかりと守りたいと考えている。監査で気になった点があれば、遠慮なく私に伝えてください」とのコメントをいただいていた。

いま一度、よい意味での「付度」というものをみつめ直してみたい。  
 (公認会計士 布施伸章)

みをのれんと別個に認識することを要求する

ASBJ事務局はこれらのアプローチについて、開示の充実に  
よる情報の有用性の改善（アプローチB）、および無形資産の一部をのれんに含めることによる企業結合の会計処理の簡素化（アプローチCおよびD）といった、方向性の異なる提案が含まれており、全体的な検討の目的が明らかでないとの考えを示した。

**ヘッドルーム・アプローチ**

IASBが検討しているヘッドルーム・アプローチについて確認がされた。具体的には、次のとおりである。

- ・当期の減損テスト日の資金生成単位のトータル・ヘッドルームと、直前の減損テスト日の資金生成単位のトータル・ヘッドルームを比較する
- ・トータル・ヘッドルームが減少する場合、差額に相当する購入のれんの減損が生じたと推定する
- ・企業が推定を反証する場合、トータル・ヘッドルームの減少の一部または全部を購入のれんに帰属させるべきではない理由を開示しなければならぬ

**国際会計人材ネットワーク第2回シンポジウム、開催** | FAS F

去る3月15日、公益財団法人財務会計基準機構は2017年4月に構築された「国際会計人材ネットワーク」に関連する取り組みとして、第2回シンポジウムを開催し、200人超の参加者が集まった。

**IASB理事の講演**

第1部では、IASB理事のニック・アンダーソン氏が「基準設定プロセスへの利用者の関与」と題して、講演を行った。

- ・井口謙二氏（ニッセイアセツトマネジメント 株式会社）
- ・チーフ・コーポレート・オフィサー 上席運用部長（投資調査室）
- ・片山智二氏（JFEホールディングス 株式会社 財務部 経理室長）
- ・鈴木理加氏（PWC 有責任監査法人 パートナー アカウンティング・サポート部 | FRSリーダー）

アンダーソン氏は、利用者が基準設定主体に関与するため、アウトリーチやコメント・レターを通じて他者と働くことへ前向きになること、基準設定プロセスを通じて議論に影響を与えることなどの提言を行った。

**パネルディスカッション**

第2部では、「損益計算書の新しい姿」と題し、パネルディスカッションが行われた。

モデレーターはASBJ常勤委員の川西喜喜氏が務め、パネリストは次のとおりである。

- ・ニック・アンダーソン氏（IASB理事）
- ・鷲地隆継氏（IASB理事）

IASBでは、投資家と作成者のコミュニケーションの改善を進めている。その一環として「基本財務諸表」プロジェクトについて議論が行われた。

損益計算書の小計として、経営者業績指標（MPM）を立てる案などについて、鷲地氏から説明があった後、監査人（鈴木氏）、利用者（井口氏）、作成者（片山氏）それぞれの立場から、意見が述べられた。

質疑応答では、MPMに営業キャッシュ・フローを利用できるのかという意見が出され、鷲地氏やアンダーソン氏から興味深いアイデアであるとのコメントがあった。

**経理用語の豆知識**

3月31日が休日の場合の決算・税務の留意点

円換算に係る当該日の為替相場については、①当該日に為替相場がない場合には同日前の最も近い日の為替相場による、②当該日に為替相場が2以上ある場合には、その当該日の最終の相場による。ただし、取引日の相場については取引日の最終の相場によっているときもこれを認めるとされている。

株式に付すべき時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値または買い気配の最高値とし、ともに公表されている場合はその中値とする。当日に公表されていない場合には、同日直近において公表された終値または気配値とする。

期末日が休日のため財政状態が通常の状況と異なる場合で期末日満期手形残高が重要なときは、入出金の会計処理を満期日または交換日のいずれで行ったかおよびその金額を当該科目との関連を明らかにして注記する。

金融

**失われる日本の対外的な利益**

20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議（G20）が、3月19、20日にブエノスアイレスで開催された。採択された共同声明において世界経済の市場の変動と下方リスクについて言及され、健全な為替レートの変動が経済や金融の安定に不可欠であること、さらに為替の切下げ競争を否定し、保護貿易主義を回避するための対話や行動の重要性が述べられた。

また、暗号通貨については、その基礎となる技術革新の金融システムの効率性、さらに広く経済への貢献の可能性に触れる一方で、消費者および投資家保護、市場の健全性、マネーロンダリング、ならびにテロ資金供与に関する問題を指摘し、暗号通貨およびそのリスクの監視を必要としている。

そして、まさにこのブエノスアイレスでのG20が終了した直後に、トランプ米政権による中国製品に対する500億ドル

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年3月14日	実務対応報告第38号 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」	ASBJ	仮想通貨交換業者の登録制導入を受けて、仮想通貨の会計処理および開示に関する当面の取扱いを明らかにするもの。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0314.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2018/2018-0314.html</a>	2018年4月31日号情報フラッシュ参照
2018年3月16日	金融庁告示第12号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2017年12月31日までに公表したIFRS9号「金融商品」、IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」などを指定国際会計基準とする等を行うもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180316.html">https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180316.html</a>	—
2018年3月23日	監査事務所情報開示検討プロジェクトチーム「監査法人の計算書類及び監査報告書の文例に関する研究報告」(公開草案)	JICPA	監査法人が作成する「業務及び財産の状況に関する説明書類」に含まれる計算書類の開示および一定の要件を満たした有限責任監査法人に求められる計算書類の監査における監査報告書の文例についての検討をまとめているもの。コメント期限は2018年6月25日まで。 <a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20180323vft.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20180323vft.html</a>	—
2018年3月23日	業種別委員会実務指針 「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」(公開草案)	JICPA	仮想通貨交換業者の財務諸表監査に固有と考えられる留意点を検討するもの。コメント期限は2018年4月24日まで。 <a href="http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20180323iyc.html">http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20180323iyc.html</a>	—
2018年3月23日	有価証券報告書レビューの実施について(平成30年3月期以降)	金融庁	今回は「重点テーマ審査」として、引当金・偶発債務等の会計上の見積り項目、繰延税金資産の回収可能性を設定している。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180323-2.html">https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180323-2.html</a>	—

トランプ大統領の選挙向け政策で株価動揺

証券

(約5.2兆円)相当の高関税を課す制裁措置が伝えられた。知的財産権の侵害がその理由となっている。中国企業の対米投資も「通商法301条」発動により一部制限することになり、3月8日の鉄鋼とアルミニウムに対する輸入関税に続いてアメリカの強硬な措置が、多国間での摩擦に発展する可能性がますます強まってきた。

日本は、鉄鋼とアルミニウムの輸入関税については標的となる可能性のある立場だったが、今回の中国製品の知的財産権侵害については、アメリカと同じ

立場である。

こうした暗号通貨のような新しい問題の浮上や通商問題での多国間の摩擦が激化するなかで、主導権を取るべき日本の麻生財務大臣は、学校法人「森友学園」への国有地売却に関する決裁文書の書き換えをめぐる問題の対応のため、今回のG20は欠席した。日本ではこうした政権に関わる不祥事は、安倍政権の支持率低下など国内の視点で語られることが多い。しかし、国際的影響力の低下こそ、日本の対外的な利益を損なう重大な懸念と考えるべきである。

パウエル米FRB議長は就任後最初のFOMCで、大方の予想どおり利上げに踏み切ったが、NYダウは微かな下落にとどまった。パウエル氏は景気には強気だが、賃金上昇率の低さに留意し、今後の利上げに強気一本槍でないことを示唆した。しかし、続いてトランプ氏が表明した保護貿易政策は、世界中で貿易摩擦が拡大されること

なり、動揺が大きかった。トランプ氏は中国の知的財産権侵害に対し、制裁措置を取ることも決めた。これは中国製品の輸入に高関税を課すことであり、中国はただちに對抗措置を取ることを発表した。こうした動きが広がれば、世界の貿易に大きな打撃を与えることが懸念される。世界中の株価が動揺したのも当然のことだ。

しかし、大統領の保護貿易政策を支持する国は、世界中どこにもない。米国内でも反対の声は強い。トランプ氏が強調してきた「アメリカを再び偉大にする」ことなどまったく期待できない政策である。

結局、今年の第1四半期の主要国の株価は、年初は勢いよく飛び出したが、1月末に米長期金利の上昇で調整を余儀なくされ、その後は一進一退が続き、下落前の水準を回復できた市場は1つもないまま、この期は終わりそうだ。

日本の株価の変動は為替の変動が加わって増幅される傾向が変わっておらず、今期も円高傾向が次第に顕著になってきたため、株価は他国以上の下げを余儀なくされた。ただ、3月末の株価は前年同期を10%以上上回っており、3月決算会社の資産評価にマイナスの影響を及ぼさないことがせめてもの救いだ。